

平成25年度（2013年度）予算編成要領

予算の編成にあたっては、「中期財政計画」を遵守し、以下の事項に留意するものとする。

1 歳入に関する事項

今後の社会経済情勢や国・県の政策動向等に十分留意するとともに、過去の収入実績をも勘案し、積極的な財源確保に努めるものとする。

(1) 市 税

市税は、自主財源の根幹をなすものであり、予算編成上極めて重要な位置を占めている。したがってその積算にあたっては、税制改正及び地域経済の動向を十分見極めたうえ、課税客体の把握を的確に行い、過小な予算計上とならないよう積極的かつ適正な見込額を計上すること。

(2) 使用料及び手数料

受益者負担の原則に立って利用の促進に努め、利用者の視点及び利用者以外（納税者）の視点を考慮し、積極的に財源の確保に努めること。

(3) 国・県支出金

- ① 補助制度の改廃、補助率の見直し等の制度改正による影響については、その動向に十分留意し、的確に見積るとともに、年度途中で一般財源への振替が生じないようにすること。
- ② 補助事業であっても、市費負担が多額になるもの及び後年度に財政負担を要するものについては、市民ニーズ及び行政効果等の検討を行い、重要性の高いものについて計上し、予算金額についても十分検討すること。

(4) 財産収入

普通財産の現況を的確に把握し、処分可能な遊休財産については、極力整理する方針で進め、収入見込みが確実なものを計上すること。

(5) 市 債

歳出内容を精査し、基金の有効活用を図った上で、プライマリーバランスの黒字内であれば最大限の借入れをする。

(6) その他の収入

金額の多寡にかかわらず、財源確保の観点から収入見込が確実なものについては、すべて計上すること。

2 歳出に関する事項

積算にあたっては、予算額の適正化に努め、「納得のいく経費で納得のいく効果」が得られるよう創意工夫すること。

1 節 報 酬

- ① 議会の議員、非常勤特別職等については、条例で定める額で積算すること。
- ② 日額の報酬については、会議日数、出席率等を十分考慮し積算すること。

2 節 給 料

11月1日現在を基準として積算すること。

3 節 職員手当等

- ① 11月1日現在を基準として積算すること。
- ② 時間外勤務手当は、人事グループが実施する「時間外勤務等見込調べ」によること。
- ③ 指定統計、選挙事務及び災害対応に要するものは、各所属で計上すること。

4 節 共 済 費

- ① 職員については、11月1日現在を基準として積算すること。
- ② 非常勤特別職及び臨時職員については、必ず人事グループ合議のうえ計上すること。

7 節 賃 金

- ① 雇用の必要性を明確化するとともに、契約期間・日数・時間について再度検討し、必要最低限の額を計上すること。
- ② 単価については、人事グループより通知する「臨時職員賃金単価表」により積算し、必ず人事グループ合議のうえ計上すること。
- ③ 新規で計上する場合は、「政策・施策的経費実施計画書」を作成すること。

8 節 報 償 費

- ① 講師謝礼は、17ページの「**高浜市講師等報償金予算積算基準**」を参考に、市場相場や事業内容を十分検討し、過大見積りとならないようにすること。
- ② 委員等に対する謝礼については、会議等の日数を十分考慮し積算すること。
- ③ 各種委員会について、その必要性を十分検討し、形式的なもの等については、委員会の廃止や統廃合等の見直しを図ること。

9 節 旅 費

- ① 積算は、原則として「旅費早見表」により行うものとする。

- ② 県外旅行は、すべて特別旅費に計上すること。ただし、原則、県外旅行は凍結とする。
- ③ 随行は、原則として認めない。
- ④ 公用車で旅行可能な場所（県内）については、公用車を利用すること。
- ⑤ 研修旅費については、「平成25年度職員研修計画書」を作成し、**11月5日（月）までに人事グループへ提出すること。**

10節 交際費

時代背景を鑑み、内容を十分吟味したうえで計上すること。

11節 需用費

1 消耗品費

- ① 効率的な使用により、徹底したコスト管理に努めることとする。また、庁内情報化の推進状況や環境対策を踏まえ、ペーパーレス化に努めること。
- ② **一括事務用品については、引き続き行政グループからの配給とし、各グループにおいては予算計上しないこと。**

2 燃料費

単価は、15ページの「歳出予算留意事項」に記載された金額とする。

3 食糧費

- ① 単価は、15ページの「歳出予算留意事項」に記載された金額とする。
- ② 対象者・数量を的確に把握するとともに、会議時間の調整等により極力廃止すること。

4 印刷製本費

- ① 印刷物の数量は、過去の実績にとらわれず、効果、対象範囲等を十分見直し、必要最小限のものを計上すること。
- ② 内部印刷が可能なものについては、積極的に取り組み、特殊な印刷物を除き、100ページ以内は内部印刷にすること。
- ③ 既製品は、消耗品で計上すること。
- ④ 再生紙の活用を図ること。

5 光熱水費

本年度実施している**節電対策プランに基づく節電を継続することを想定するとともに、その他節水対策などを最大限反映して予算計上すること。**

6 修繕料

- ① 年次計画を作成し、緊急性の高いものから計画的に計上すること。枠取修繕は、極力控えること。

- ② 少額な枠取りの的なものを除き、「政策・施策的経費実施計画書」を作成すること。

7 医薬材料費

- ① 常備薬的なものについては、実績又は使い残しや薬効期限等を勘案して計上すること。
- ② 特定目的の医薬材料は、個々の実績等により計上すること。

12節 役務費

1 通信運搬費

- ① 郵便料金については、行政グループで一括計上する。なお、切手については行政グループで管理徹底する。
- ② 可能なものは、封書からハガキへの切り替えやメール便を活用するなど、経費の節減に努めること。
- ③ 市内郵便で、重要文書・緊急文書以外は、極力使送を活用すること。

4 手数料

- ① コピー機リース料については、使用料で計上すること。
- ② 浄化槽法定検査手数料については、平成24年度と同額で計上すること。

13節 委託料

- ① 社会福祉協議会、シルバー人材センター、高浜市総合サービス、昭徳会への委託業務については、再度業務内容に検討を加え、積算根拠を明確にし、予算計上すること。
- ② その他継続する委託料については、近隣自治体に相場を確認する等、安易に業者からの見積りによることなく、価格・業務内容等に十分検討を加えた額を計上すること。
- ③ 指定管理料においても、指定管理者制度導入の目的である「多様化する市民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、民間事業者等の有する能力、経験、知識等を活用することにより、市民サービスの質の向上と経費の削減等を図る」という考え方に立ち返り、例年と同様ではなく、契約内容を今一度精査したうえで、予算計上すること。
- ④ 各部局間で一括契約可能な業務については、それぞれ調整を図り、徹底したコスト管理に努めること。
- ⑤ 新規で計上する場合は、「政策・施策的経費実施計画書」を作成すること。

14節 使用料及び賃借料

- ① 借地料については、原則として平成24年度固定資産税の課税標準額を

基礎として積算すること。

- ② 新たに公共下水道使用料が生じる区域は、21ページの「9. 下水道事業受益者負担金賦課予定区域図」のとおりである。積算にあたっては接続工事費を含めて、上下水道グループと十分調整したうえで計上すること。また、既に供用開始となっている施設においても積算に留意すること。

15節 工事請負費

- ① 補助事業については、国・県の動向に十分留意すること。また、超過負担にならないように努めること。
- ② コストの縮減を図り、事業費の抑制を可能な限り行うこと。
- ③ 老朽化等による改修工事等は、安易に現行と同等性能を確保する改修とせず、真に必要な改修のみとなるよう改修箇所や方法などを十分検討すること。
- ④ 設計・工事の一括発注を可能な限り検討し、コスト削減に努めること。
- ⑤ 「政策・施策的経費実施計画書」を作成すること。

17節 公有財産購入費

- ① 用地取得については、計画的な取得に努め、事業の推進にあたり真に必要なもののみ予算要求すること。
- ② 「政策・施策的経費実施計画書」を作成すること。

18節 備品購入費

- ① 備品は、「細節4 図書購入費」を除き、単価50,000円以上（消費税含む）のものとする。
- ② 使用できる間は、予算要求しないこと。
- ③ 新規備品は、必要不可欠なもの以外、原則認めない。（ただし一般財源を要しない場合は、この限りではない。）
- ④ 「政策・施策的経費実施計画書」を作成すること。

19節 負担金、補助及び交付金

- ① 市単独補助金については、事業効果を念頭において対象事業の見直しを行い、初期の目的を達成したもの及びその事業の必要性や効果が確認されないものについては廃止すること。
- ② 団体等への事業費補助金については、補助団体と十分協議し、補助対事業、補助対象経費、補助率、補助限度額等を明確にして、予算計上すること。また、決算時において、補助対象事業及び補助対象経費に余剰金（繰越金）が生じた場合は、市へ返納することとするため、補助金の積算にあたっては十分注意すること。

- ③ 国・県補助金にからんで市費補助金の上乗せ措置を行う場合は、その必要性等を十分検討し、必要最小限の額を計上すること。
- ④ 職員互助会負担金については、11月1日現在の職員給を基礎として計上すること。
- ⑤ 新たに公共下水道事業受益者負担金が生じる区域は、21ページの「9. 下水道事業受益者負担金賦課予定区域図」のとおりである。積算にあたっては、賦課対象面積を的確に把握するとともに、上下水道グループと十分調整したうえで計上すること。
- ⑥ 負担金については、団体の退会等を検討すること。
- ⑦ 先進地視察等の名目で、近隣市職員（県職員含む）で研修旅行をするための協議会等への負担金は、原則認めないものとする。
- ⑧ 新規で計上する場合は、「政策・施策的経費実施計画書」を作成すること。

20節 扶助費

法令・条例・規則等の現行制度に基づき年間所要額を計上することとするが、的確な対象人員の把握に努め、積算にあたること。

21節 貸付金

社会情勢の動向に十分留意し、目的・対象・期間・利率条件及び利用実績等を勘案し計上すること。

22節 補償、補填及び賠償金

家屋・立木・工作物等の補償については、十分精査のうえ見積ること。

24節 投資及び出資金

出資金については、その目的・効果等を十分検討し、必要最低限を計上すること。

28節 繰出金

- ① 特別会計に対する繰出金については、必ず他会計との数値を一致させておくこと。
- ② 特別会計及び企業会計についても、経費の節減と経営の合理化に徹し、安易に一般会計からの繰出金に依存することのないよう努めること。